

1 教育大綱・教育振興基本計画の位置づけと期間

<策定の目的>

教育大綱及び教育振興基本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や教育基本法に基づき、宮津市の教育、学術及び文化の振興に関する基本的な計画を定め、宮津市これからの教育の方向性や施策を示し、一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として策定するものです。

【教育大綱の策定根拠】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本計画第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

【教育振興基本計画の策定根拠】

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

<策定の考え方>

本市においては、『みやづビジョン2011』を基本とし、平成27年11月に『宮津市教育大綱』を、平成28年3月に『宮津市教育振興計画』を策定したところであります。この大綱と計画はみやづビジョン2011と同様に令和3年3月までを計画期間とするものであることから、新たに教育大綱及び教育振興基本計画を策定することとしました。

なお、新たに策定する教育大綱及び教育振興基本計画は、本市教育の振興に関する基本となる方向性を示し、意を同じくするものであることから、一体として策定していくこととし、具体的には、現行の教育大綱及び教育振興計画同様に、本市のまちづくりの指針である、新たに策定する『宮津市総合計画』や国の『第3期教育振興基本計画』などと整合を図りながら策定するものとしました。

【『宮津市総合計画』(令和3年3月策定)から<教育関連分>】

◆宮津市の目指す10年後の将来像(10年後に実現を目指す宮津市の姿)

共に創る みんなが活躍する 豊かなまち “みやづ”

◆重点プロジェクト(将来像の実現に向けて特に重点的に取り組むプロジェクト)

1 若者が住みたいまちづくりプロジェクト（「学校教育」を含む）

2 宮津の宝を育むチャレンジプロジェクト（「文化財保存・活用」を含む）

◆テーマ別戦略(将来像の実現に向けたまちづくりの方向性)

5 ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり

(進めるべき施策分野の10年後に目指す姿として、「豊かな人生を創造する充実した学びができるまち」(社会教育)、「人権感覚豊かな地域社会を創出するまち」(人権教育・啓発)、「明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもを育成するまち」(学校教育)、「豊かな心と体が育まれる文化芸術・スポーツのまち」(文化・スポーツ振興)、「豊かな歴史文化の継承・活用を通じ、誇りと愛着が持てるまち」(文化財保存・活用)などを掲げている。)

<大綱・計画の期間>

この教育大綱・教育振興基本計画の計画期間は、『宮津市総合計画』の基本計画の期間にあわせて、令和3年4月から令和8年3月までとします。

また、大綱・計画に基づく実際の事業や取組みについては、毎年度の予算編成等を通じて決定し、毎年度策定をする『宮津市教育の重点』で示していきます。

